

京都府過疎地域持続的発展方針 (令和3年度～令和7年度)

令和3年9月作成

京 都 府

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 過疎地域の現状と問題点	1
(2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向	7
(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	12
(4) 京都府の責務	12
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	13
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	13
(2) 移住・定住の促進	13
(3) 地域間交流の促進	14
(4) 人材の育成	16
3 産業の振興	17
(1) 産業振興の方針	17
(2) 農林水産業の振興	17
(3) 地場産業の振興	20
(4) 企業の誘致対策	21
(5) 起業の促進	21
(6) 商業の振興	22
(7) 情報通信産業の振興	22
(8) 観光の開発	22
(9) 雇用開発・能力開発等の推進	24
4 地域における情報化	25
(1) 地域における情報化の方針	25
(2) 地域における情報化	25
(3) 情報通信設備整備と利活用促進	25
5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進	26
(1) 交通施設の整備の方針	26
(2) 国道、府道及び市町村道の整備	26
(3) 農道及び林道の整備	27
(4) 交通確保対策	27

6 生活環境の整備	28
(1) 生活環境の整備の方針	28
(2) 簡易水道、汚水処理施設等の整備	28
(3) 消防防災救急施設の整備	28
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	31
(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための方針	31
(2) 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るためにの対策	31
(3) 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るためにの対策	33
8 医療の確保	34
(1) 医療の確保の方針	34
(2) 無医地区対策	34
9 教育の振興	35
(1) 教育の振興の方針	35
(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備	35
(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備	35
10 集落の整備	37
(1) 集落整備の方針	37
(2) 集落の再編整備	37
11 地域文化の振興等	38
(1) 地域文化の振興等の方針	38
(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備	38
12 再生可能エネルギーの利用の推進	39
(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	39
(2) 再生可能エネルギーの導入・利用促進	39
(3) 環境の保全・資源の活用	39
(4) 経済と豊かな自然の恵みが地域内で好循環する仕組みづくり	40

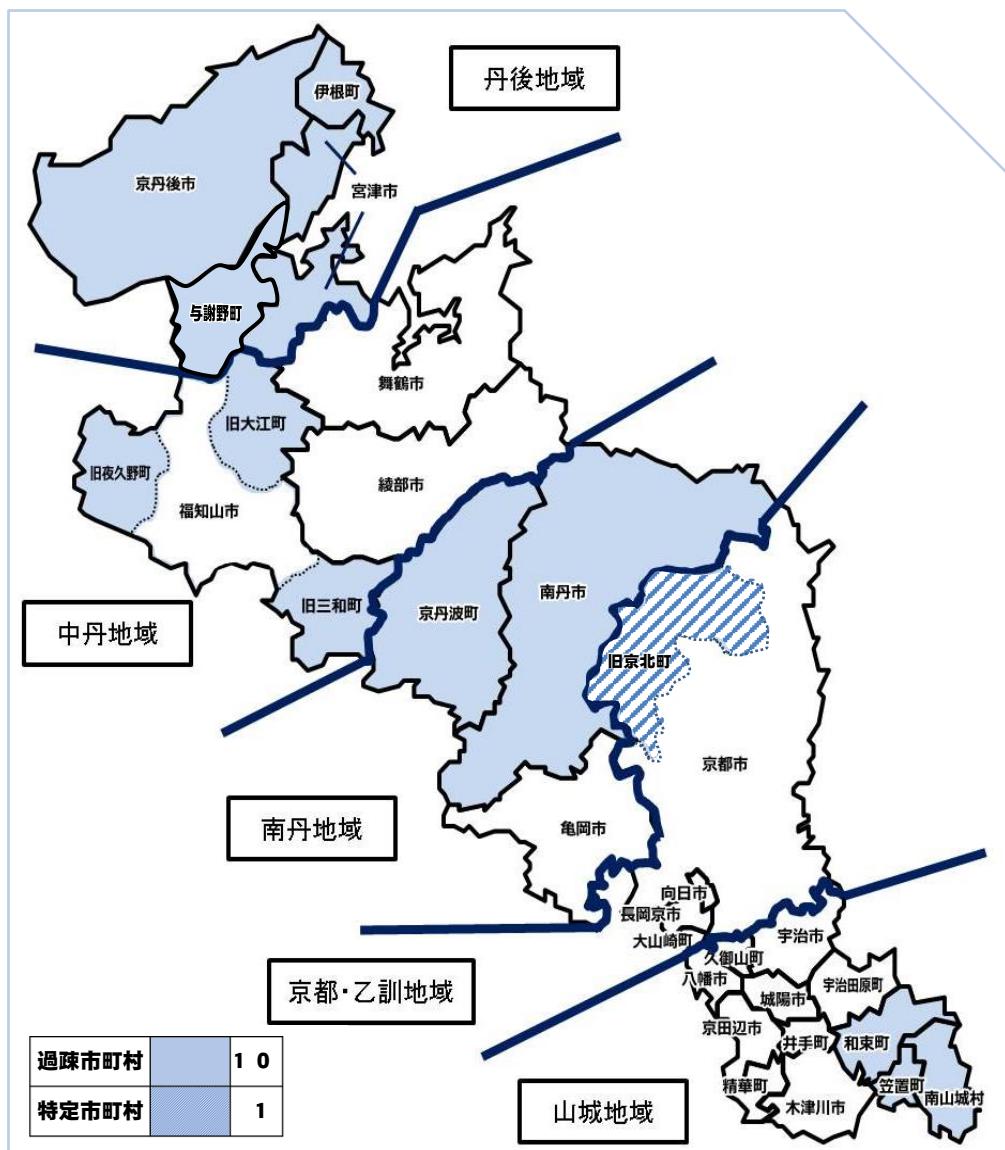
1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

(概況)

京都府の地形は、南北に長く、その歴史的背景や地理的状況等生活圏域の条件によって、丹後地域、中丹地域、南丹地域、京都市・乙訓地域、山城地域の5地域に区分される。

京都市・乙訓地域や山城地域は京阪神大都市地域の一角を占める京都市を擁するとともに、西日本本土軸に位置し、その立地条件によって京都市及びその周辺地域を中心に、人口、産業、高次都市機能等の集積が見られる。



一方、丹後、中丹、南丹、山城・相楽東部地域は山地が多く、交通・情報通信網や上下水道など生活基盤の整備などが都市部に比べて遅れがちであることや、産業構造の変化による地場産業の衰退、人口流出などが過疎化・高齢化の一因となってきたが、京都縦貫自動車道の開通など高速交通網整備や、もうひとつ京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）の推進により、地域の資源を再発見・再認識し、誇りの持てる地域の創造による、個性のある地域づくりが進められている。

令和3年4月1日時点の府内の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条、第四十一条及び第四十二条に該当する地域）の分布を見ると、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町が丹後地域に、福知山市のうち旧三和町、旧夜久野町、旧大江町の区域が中丹地域に、南丹市及び京丹波町が南丹地域に、笠置町、和束町及び南山城村が山城地域にそれぞれ位置しており、京都市以北に大部分が分布している状況にある。

なお、旧法では過疎地域に指定されていた京都市のうち旧京北町の区域は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法においては非過疎となるが、附則第七条に基づき、特定市町村の区域として、経過措置が適用される。

これらの地域（過疎地域及び京都市旧京北町の区域）の面積は2,423km²と府域全体(4,612km²)の52.5%を占め、一方、人口は、平成27年現在169,479人で府域人口の6.5%となっている（表1）。

表1 京都府内過疎市町村の概況

区分	面積(km ²)	人口(人)								高齢者人口(人)		若年者人口(人)		財政力指 数 平成25年～27年 3ヵ年平均
		平成27年	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年	平成17年	平成27年	平成17年	平成27年	
京都市のうち旧京北町の区域	217.68	10,194	8,211	7,312	7,087	6,686	5,633	5,127	2,126	2,141	662	441	0.76	
福知山市旧夜久野町の区域	90.53	6,941	5,464	5,031	4,772	4,448	3,871	3,424	1,507	1,466	486	299	0.53	
	100.99	8,394	6,716	6,059	5,521	4,869	3,973	3,504	1,701	1,652	451	281		
	96.81	10,326	7,490	6,520	5,992	5,705	4,920	4,426	2,057	1,856	602	373		
宮津市	172.74	34,799	31,603	28,881	26,450	23,276	19,948	18,426	6,930	7,362	2,368	1,763	0.41	
京丹後市	501.43	80,106	75,187	72,966	69,085	65,578	59,038	55,054	17,575	19,421	7,268	5,642	0.32	
南丹市	616.40	45,262	39,818	38,215	36,693	37,617	35,214	33,145	10,133	10,957	6,940	5,138	0.34	
笠置町	23.52	3,048	2,721	2,506	2,311	2,056	1,626	1,368	607	627	282	144	0.25	
和束町	64.93	6,889	6,316	6,290	6,079	5,457	4,482	3,956	1,458	1,606	729	387	0.20	
南山城村	64.11	4,050	3,570	3,396	3,890	3,784	3,078	2,652	1,032	1,105	499	251	0.24	
京丹波町	303.09	28,929	20,061	19,677	18,696	17,929	15,732	14,453	5,367	5,769	2,088	1,554	0.28	
伊根町	61.95	6,958	4,779	4,021	3,586	3,112	2,410	2,110	1,114	977	233	171	0.11	
与謝野町	108.38	28,008	28,617	28,061	26,371	25,593	23,454	21,834	6,686	7,498	2,991	2,362	0.30	
過疎市町村計	2,422.56	268,904	240,053	228,935	216,533	206,110	183,379	169,479	58,293	62,437	25,599	18,806		
京都府計	4,612.19	1,993,403	2,250,087	2,527,330	2,602,460	2,644,391	2,636,092	2,610,353	530,350	703,419	506,884	410,681		

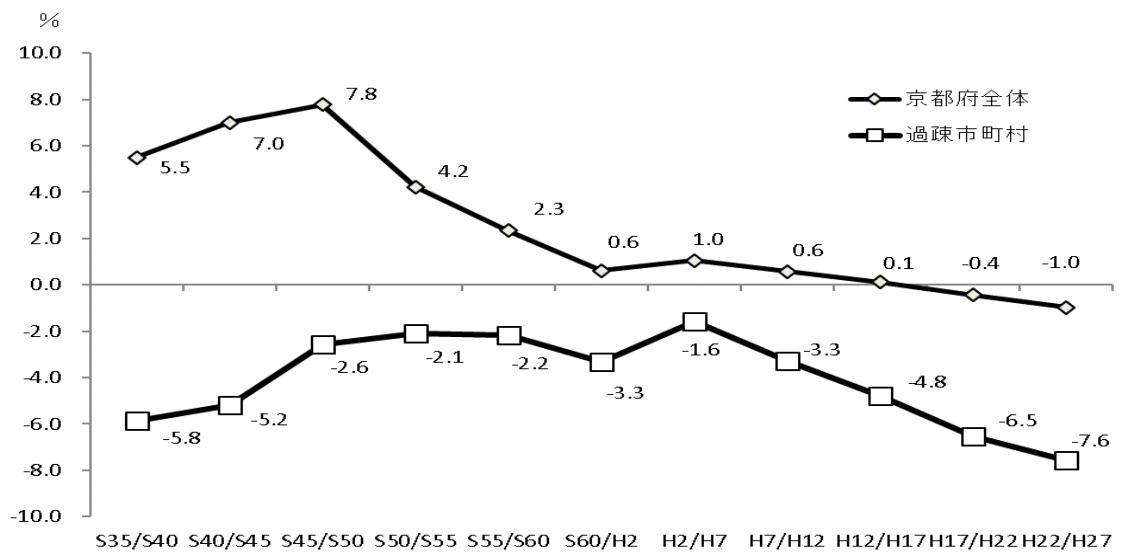
注1 国勢調査及び市町村決算統計資料より作成

注2 高齢者人口:65歳以上の人口

注3 若年者人口:15歳以上30歳未満の人口

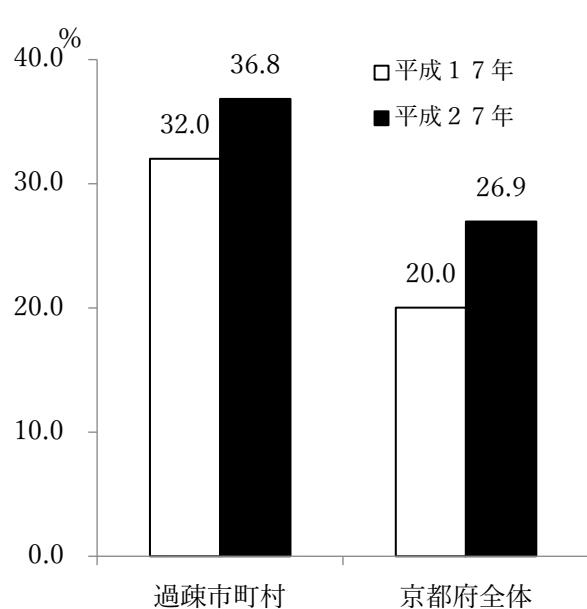
注4 京都市及び福知山市の財政力指数は市町村合併後の数値である

図1 人口増減率の推移



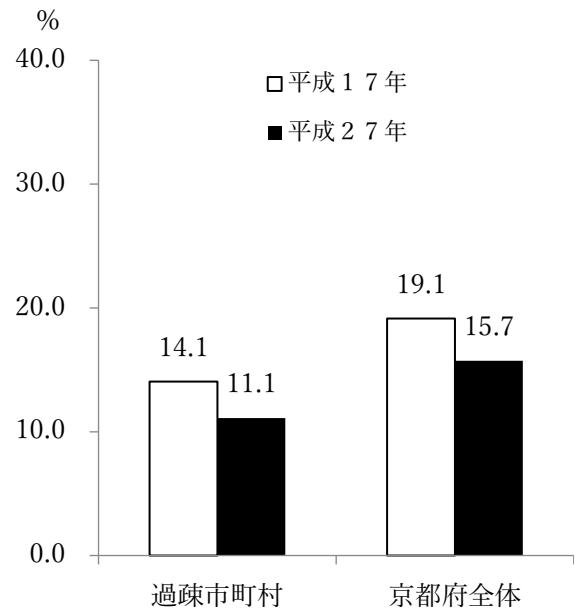
注 国勢調査より作成

図2 高齢者比率の推移



注 国勢調査より作成

図3 若年者比率の推移



注 国勢調査より作成

(人口等の動向)

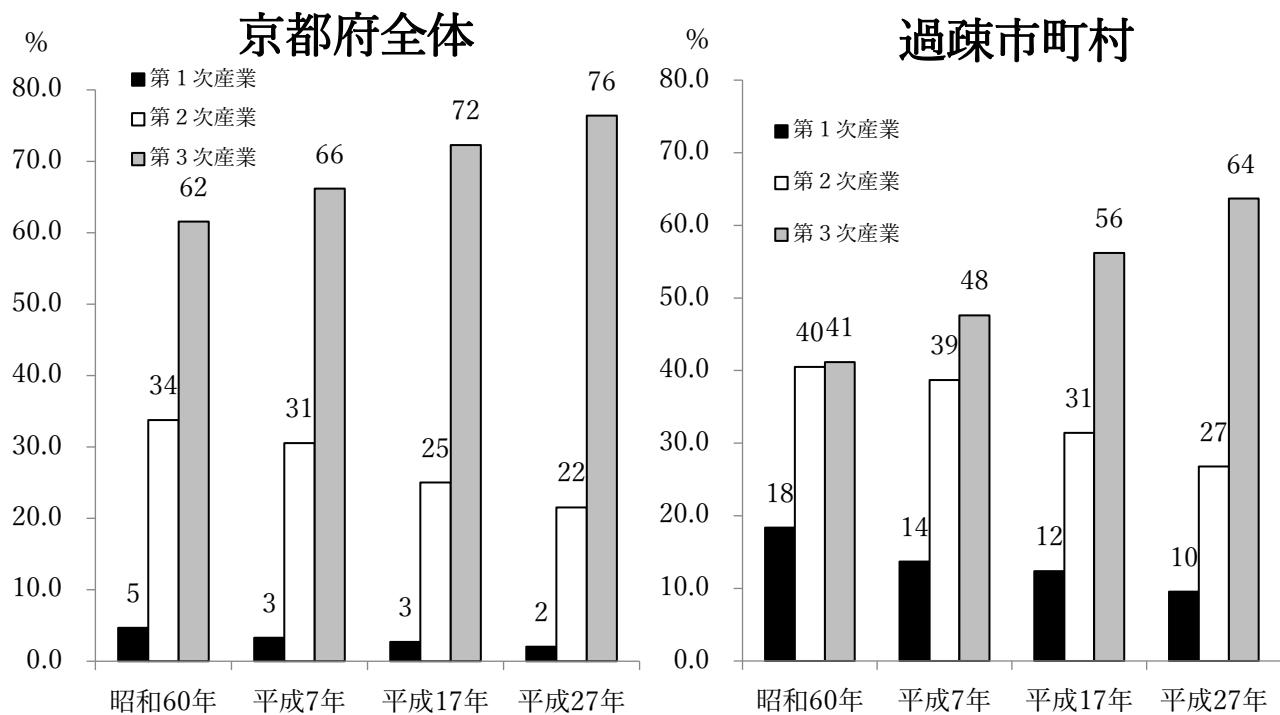
過疎地域における人口の推移を見ると、全体として昭和 30~40 年代に急激に減少（35~40 年に 5.8%、40~45 年に 5.2%）した後、平成 2 年から 7 年は 1.6% と減少率は鈍化したが、7 年から 12 年の減少率は 3.3%、12 年から 17 年の減少率は 4.8%、17 年から 22 年の減少率は 6.5%、22 年から 27 年の減少率は 7.6% と再び増加に転じている（図 1）。

また、過疎地域における高齢者比率は平成 27 年現在 36.8% と高く、京都府全体と比べて約 10 ポイント高くなっている（図 2）。一方、若年者比率は平成 27 年現在 11.1% であり、高齢者比率に比べて 3 分の 1 以下となっている（図 3）。

さらに、過疎地域では、若年者比率が都市部に比べて低い傾向にあるが、これは、進学や就職に伴う転出や卒業後の帰郷の減少による若者の流出が要因と考えられる。

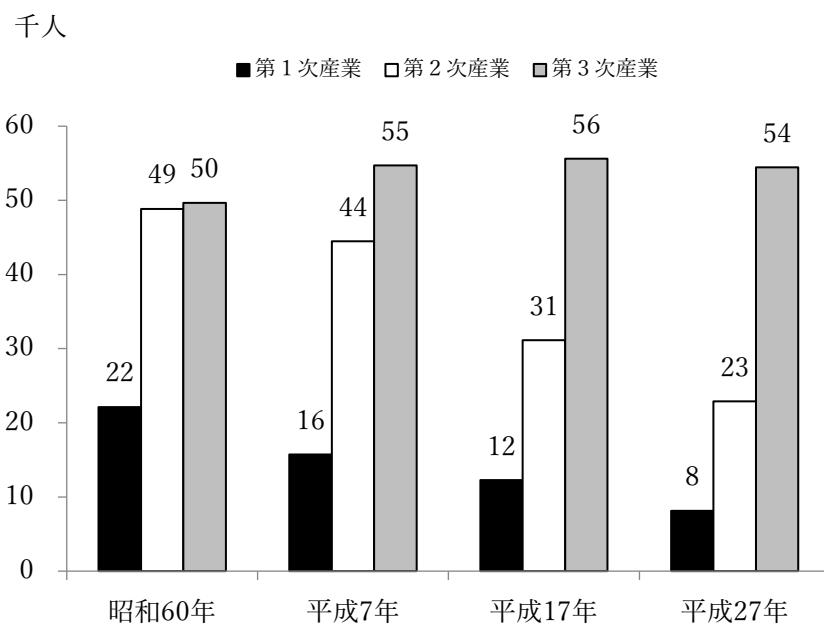
産業別の就業構造（平成 27 年現在）は、第 1 次産業 9.5%、第 2 次産業 26.8%、第 3 次産業 63.7% で、京都府全体（各 2.1%、21.6%、76.4%）と比較して、第 1 次産業の比率が高く、第 3 次産業の比率が低くなっている（図 4）。その推移を見ると、第 1 次産業及び第 2 次産業の比率が減少する一方、第 3 次産業の比率が大幅に増加しているが、就業者数では第 1 次産業及び第 2 次産業の就業者数が大幅に減少しているのに対して、第 3 次産業の就業者数は近年横ばいとなっている（図 5）。このことから、過疎地域では、第 1 次産業及び第 2 次産業の雇用吸収力が低下する一方、第 3 次産業による雇用吸収が十分ではないため、就業先を求めて若年者層の流出が続いていると考えられる。

図4 産業別就業者比率



注 国勢調査及び各市町村統計情報より作成

図5 過疎市町村における産業別就業者数の推移



注 国勢調査及び各市町村統計情報より作成

(現状)

過疎地域においては、昭和45年以降50年間にわたって、交通通信体系の整備、教育・文化施設の整備、生活環境・厚生施設の整備、医療の確保、産業振興等の諸施策が講じられ、これによって地域の基礎的なニーズに対応した基盤施設や公共施設等の整備は一定の進展を見たが、生活圏の広域化や情報化が進む中で、高齢者等の日常的な生活交通や身近な買い物先が不足し、携帯電話の不感エリアや高速にインターネットがつながらない地域があるなど、過疎地域以外の地域との間では依然として格差が見られる。

また、過疎化・高齢化が特に進んだ地域などでは、暮らしを支えてきた住民や集落間の絆が失われ、集落の維持そのものが危ぶまれるところも見られる。

こうした課題を抱える過疎地域の市町村は、自主財源に乏しく、財政運営の多くを地方交付税や地方債に依存せざるを得ない脆弱な財政状況にあり、より一層の効果的かつ効率的な財政運営を行う必要に迫られている。

一方、個人の意識・価値観も一層多様化し、いわゆる田舎暮らしを求めて移住する層の増加や、自然・環境への関心の高まりなど、地域づくりを進める上で明るい兆しも見られる中、今後は、地域住民とNPOや企業、大学、行政など多様な主体の連携・協働のもと、ビジネス的手法も用いた、地域の創意工夫による、地域資源を活用した自主的・主体的な地域の持続的発展が求められている。

(課題と解決への取組)

過疎地域を取り巻く社会・経済環境が大きく変化しつつある中で、過疎地域がそれぞれの個性を發揮して持続的発展を図るためにには、これまでに整備された公共施設や基盤施設等を十分に活かしつつ、引き続き生活交通など交通通信体系や生活環境など生活の基礎的分野における整備を進めるとともに、整備から長時間を経過した施設等の維持・更新・長寿命化を適切に行いつつ、豊かな自然環境や安全な食料、歴史文化資産、再生可能なクリーンエネルギーなどの地域資源を最大限に活用し、地域の自給力や地域ポテンシャルを向上させることで、住民の誇りや愛着の回復、地域経済の向上、人口の維持等を図ることが必要である。

特に、過疎化・高齢化の進む農山漁村地域では、地域の人・組織づくりや基盤整備、生活交通や福祉など多様な地域課題の総合的な解決の取組を進めることにより、持続的発展を図り、府民全体の生活に関わる公益的機能を十分に發揮することが必要である。

また、過疎地域の持続的発展に向けた中長期的道筋を描く上では、新型コロナウィルス感染症の世界的流行に端を発する「新しい生活様式」の普及といっ

た時勢を踏まえつつ、近年の田園回帰や関係人口、都心部への一極集中の是正といった過疎地域の活性化への追い風となるような新たな潮流を活かして、過疎地域の持つ潜在的 possibility を引き出し、併せてそれを強化、発信することが重要である。

（2）過疎地域持続的発展の基本的な方向

人口減少に向き合い、「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」基本計画・地域振興計画、地域創生戦略及び市町村の地域実情を踏まえつつ取り組むものとする。

過疎化・高齢化に加え、少子化が進行する中で、地域の持続的発展に向けた道筋を明確にし、それぞれの地域が将来のあり方を真剣に考え、目的に沿った地域づくりに責任を持って主体的に取り組めるよう、総合的かつ柔軟な支援をソフト・ハード一体的に行っていくことが必要である。

また、地域の課題解決は、課題に最も近い主体が行うことが適切であるが、地域を支える人材が不足する中、地域やNPO、企業、大学、行政等が連携・協働して実施することが重要である。

これらを踏まえ、以下に掲げるような取組を中心として、具体的施策を推進する。

- 持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を目指し、都市住民等の過疎地域への移住・定住を促進。「移住したいまち京都府」の実現を図る
- 地域間における情報共有や相互扶助を目的とした地域間ネットワークの構築や、都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進
- 過疎地域の持つ多様で豊かな自然、歴史、文化等地域資源の保全、創造を図り、地域の魅力を向上させるとともに、北部グローカル構想や京都スタジアムを中心とするスポーツ＆ウェルネス構想、新名神を活かす「高次人流・物流」構想など、地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげる「エリア構想」や、もうひとつの京都（海の京都、森の京都、お茶の京都、竹の里・乙訓）を推進
- 農山漁村滞在型旅行である「農泊」等を中心に、都市と農山漁村を行き交う新たなライフスタイルを広め、都市と農山漁村それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、「人、もの、情報」の行き来を活発にする、

都市と農山漁村の共生・対流を促進

- 地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進するとともに、各分野における専門人材等の確保、育成についても積極的に推進
- 地域の活動を担う組織や牽引するリーダーが不足しているため、多様な主体が協働して活動に取り組む組織を育成及び機能強化するとともに、地域の将来を担う人材を育成
- 地域経済・社会を支える産業については、担い手の確保や地域資源、ＩＣＴの活用、多様な主体との連携等による農林水産業や地場産業、観光・レクリエーションの振興、地域ビジネス等の新たな起業の促進など、総合的な産業施策を開展し、多様な産業の育成によるたくましい地域経済を確立
- 首都圏をはじめとする全国の都市部からの人材還流を促進するため、京都府が主体となり、各地域とその企業が地域の特性を発信し、魅力ある雇用機会を創出するための緊密な連携強化を図ることで、ＵＩＪターン就職を促進
- 情報通信等の基盤を充実し、個性豊かで住みやすい地域づくりを支援。府域全体でＩＣＴの利活用を進め、いつでも、どこでも、だれもがＩＣＴの利便性を享受できる高度なネットワーク社会にふさわしいＩＣＴの環境整備等を推進し、暮らしの中で情報の交流を促進
- 広域的視野に基づく交通網や情報通信網等の基盤整備、生活環境等の整備、情報化の推進、保健・医療の確保、学校教育をはじめとする教育や文化の振興など、基礎的な生活条件を整備・充実
- 子育て環境の確保については、結婚や妊娠・出産、子育てに夢や希望が持てるよう、社会全体で子どもや子育て世代をあたたかく見守り支え合う、オール京都の推進体制により、子育てにやさしい風土づくりや地域・まちづくりをはじめ、子育て環境日本一の実現に向けた取組をきめ細かに粘り強く推進
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介護保険サービス等の提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充

実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進

- 医療の確保については、京都府の人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数は全国 1 位であるが、地域や診療科による偏在が認められ、地域医療の確保に必要な医師の少ない地域においては、医師の安定的・継続的な確保が大きな課題であることなどから、住民が、必要に応じてより充実した医療サービスを身近なところで受けることができるための条件を整備
- 学校教育においては、過疎地域の豊かな自然環境を教材化したり、体験活動に活かせるなどの利点があるが、児童生徒数が少ないため複式学級を編制している学校や施設面での整備に課題を抱える学校がある。その中で適正な児童生徒数による教育環境を維持するため、学校の統廃合を選択する地域がある。そのため、地域の特性に応じた教育環境の推進と環境整備を図る
- 過疎地域と都市部が機能や役割を分担・連携・協働して共存する仕組づくりなど、従来の価値観を変える取組を促進し、二地域居住や半農半X 等、多様なライフスタイルを実現する場としての機能を整備
- 地域住民と協働して課題解決に取り組む「公共員」等を配置し、地域活力向上の取組を強化
- 地域の郷土意識やコミュニティ意識の醸成を図るため、地域文化等の振興に関するニーズ及び地域の実情に応じ、文化施設等の機能を充実
- 地域における文化芸術活動への支援をはじめ、まちなみや景観保全、伝統的な行祭事や伝統工芸等の地域の文化資源を活用した活動を活発化するとともに、広域的な地域文化相互のネットワークづくりを促進
- 京都ならではの豊かな力を活用し、再エネの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出

これら施策の展開に当たっては、都市部と比べ収益の確保が困難な過疎地域の特性に配慮し、各種規制を地域の実情に合わせて柔軟に緩和するとともに、過疎地域を含む広域的な経済・社会・生活圏域内の連携と機能分担に配慮する。また、過疎地域のおかれている厳しい財政状況を踏まえ、限られた財源の効率的な配分に留意した施策の重点化を図る。特にソフト面の施策については、人材の確

保・育成、地域住民とNPO、企業、大学等との協働や広域的な連携を促進する他、既存施設の効果的な利活用などの取組も進める。

こうした総合的かつ柔軟な施策を市町村と連携して重点的に実施することにより、地域の維持が可能な人口の確保、地域で生活可能な所得の確保及び地域に定住可能な生活環境を実現し、もって過疎地域の持続的発展を図る。

また、こうした基本的方向性に従い、各地域において以下のとおり取組を進める。

(丹後地域)

このような基本的な方向を踏まえ、里山・里海が息づく丹後天橋立大江山国定公園、世界文化遺産登録を目指す天橋立、山陰海岸ジオパーク、伊根の舟屋、各地の温泉をはじめとした豊かな自然や歴史・風土など魅力ある地域資源を「海の京都」の統一したコンセプトのもと、各地域をネットワーク化し、国内外から選ばれる国際競争力の高い魅力ある宿泊・滞在交流型のブランド観光地域の構築を更に進める。

丹後織物業の総合産地化や機械金属業の完成品化など長年に渡り蓄積された技術の活用により地域経済を支えている地場産業の高付加価値化を促進するとともに、「丹後知恵のものづくりパーク」において、ものづくり産業のニーズに応じた人材育成事業を展開する。一方、丹後産コシヒカリのブランド力向上や、国営開発農地での業務用野菜の生産拡大や茶の産地形成、ブランド京野菜の生産力の強化など丹後の強みを活かした產品の増強を図る。加えて、丹後地域の魅力ある「食」を活かした新たな食のコンテンツを創造するとともに、いちおし食材を中心とした各種PR事業を実施することにより、丹後共通の観光資源である「食」の魅力による新たな観光客の取り組み及び地元産食材の消費拡大を推進する。また、丹後王国「食のみやこ」を拠点に地域の食を支える人材育成を展開するとともに、「海の民学舎」による担い手確保・育成を進め、漁業の振興を図る。

さらに、地域再生の拠点づくりによる集落機能の維持・強化、ライフスタイルに応じた移住・定住支援、地域資源を活用した交流観光産業の創出など農山漁村地域への支援を引き続き行う。

都市部から丹後地域へのアクセスに要する時間の短縮や交流・連携を促進するため、山陰近畿自動車道等の高規格道路の整備促進やこれへのアクセス道路を含む地域内交通網の計画的整備を引き続き進める。

(中丹地域)

舞鶴若狭自動車道や全線開通した京都縦貫自動車道等、京阪神との交流を支

える高速道路網や、関西圏域の日本海側のゲートウェイである京都舞鶴港などの整備を踏まえてアクセス道路や地域内道路網の整備を進め、福知山市市街地、綾部市、舞鶴市などの北近畿の中核都市群間での連携・交流を深めるとともに、治山・治水対策等を進め、安心・安全な地域の暮らしを支える。

こうした交通・都市基盤を基に、長田野工業団地アネックス京都三和などの産業基盤を活かした産業集積立地を促進して働く場を創出し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備等と併せ、若者が地域に定着したくなる持続可能な地域づくりを促進する。

また、「海の京都」「森の京都」の魅力ある地域資源を生かし、地域の食など特産品の魅力向上を通じた交流の拡大と関係人口の創出を図るとともに、万願寺甘とうや丹波くりなどの地域の主要農産品の品質向上や生産力拡大を図る等、豊かな自然を生かし、マーケットニーズに対応した儲かる農林水産業を推進し、心つながる田舎の魅力と都市機能の両方を享受し、海・里山・まちを舞台に求める暮らしを実現できる地域を目指す。

(南丹地域)

JR 山陰本線京都一園部間の複線化、京都縦貫自動車道の全線開通等により京阪神主要都市との交通の利便性は飛躍的に向上したが、地域内を結ぶ道路については引き続き整備等を進めるとともに、JR 山陰本線の利便性向上を含め、道路と鉄道が一体となった交通ネットワークの整備に取り組む。

自然環境・景観、伝統的な建造物、芸能、祭りなどの文化財、優れた食材や農林水畜産物など豊かな地域資源と、京都丹波高原国定公園、京都スタジアムといった交流基盤を活用し、地域外から人を呼び込み、周遊・滞在型観光につなげ、地域の賑わいづくりに結びつける。

また、高い技術力を有する多種多様なものづくり企業等と連携した人材育成や特色ある高等教育機関との産学公連携などにより、若者に魅力ある企業を育成するとともに、農林水産業においても、ほ場整備された農地での IoT 等の先端技術導入による生産拡大や品質向上、ブランド化による販路拡大を進め、新規就農者の経営や若手後継者の経営革新の支援を一層強化する。

併せて、地域全体で子育てに取り組む子育て文化の浸透を図り、就労と子育ての環境整備を進め、移住・定住を促進する。

(京都市地域)

京都市の旧京北町の区域は、総面積の 9 割以上を森林が占めており、農林業、木材関連産業が地域経済を支える基幹産業であり、こうした基幹産業の発展に向けた取組を進めるとともに、豊かな自然・文化・歴史等の地域資源を活かし、

森の京都 DMO と連携して誘客施策を促進する。

（山城地域）

豊かな自然に加え、日本遺産の構成文化財や数多くの歴史的文化遺産があり、関西文化学術研究都市とも交流・連携しながら、こうした自然環境等を活かした観光レクリエーション地として整備を促進するとともに、茶、シイタケ等の地域特産品や観光農園、市民農園などを通じた交流型農業の展開など地域の個性を活かした複合的な農林業の振興を図る。そのため、新たな国土軸の形成につながる新名神高速道路、関西文化学術研究都市と阪神地域、さらに、三重県、奈良県等との連携強化を図る国道や南北に走るＪＲ奈良線等の広域交通ネットワークの整備、充実を進め、地域内外の交流を促進する。

また、大都市圏に隣接する利点を活かし、「半農半X」が可能となるよう条件整備を進める。

（3）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

京都府の行政運営の指針である「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」は、「将来構想」、「基本計画」、「地域振興計画」によって構成しており、「将来構想」では、20年後の2040年に実現したい京都府の将来像として、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げている。「基本計画」を構成する1つである「エリア構想」及び「地域振興計画」では、「将来構想」で掲げた将来像の実現に向けて、府内各地域の個性ある魅力づくりや更なる成長・発展につなげる取組を記載しており、こういった「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」に基づく取組により、府内全ての地域が活力にあふれ誇りの持てる新しい時代の京都府づくりを推進する。

（4）京都府の責務

京都府は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」第1条に掲げる目的を達成するため、同法第4条各号に掲げる事項について、過疎関係市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

社会・経済環境の変化に合わせて、移住・定住に対するニーズや考え方も多様化する中、国、市町村及び関係団体等と連携しながら、幅広い移住・定住ニーズに対応するとともに、地域内の住民、移住者、さらに積極的に地域社会の担い手になろうとする者も含めて、過疎地域内での相互交流と地域の活性化につながる活動を支援するなど、多面的かつ総合的な施策を推進することで、移住・定住を促進する。

また、過疎地域においては、域内に留まらない多様な主体との連携・協働・交流が不可欠であるため、同様の課題を抱える地域間における地域間ネットワークの構築や、地域の特性を活かした都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進する。

加えて、移住の促進や関係人口の創出・拡大により多様な人材を確保するとともに、併せて地域社会の担い手や多様な分野の専門人材の育成により過疎地域の持続的発展に資するような人的体制を整備することを目指し、地域や市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進する。

(2) 移住・定住の促進

過疎地域等においては、人口の著しい減少及び少子高齢化の加速度的進行に加え、特に進学や就職等により地域を離れる若年層が多いという実情もあり、現在及び将来の地域の担い手不足や、これに伴う地域活力の低下が都市部以上に深刻である。

こうした中、平成28年4月に「京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例」を施行。主に農山漁村において空き家及び耕作放棄地その他の農地の活用による移住の促進を図ることで、農山漁村への移住者数の増加や空き家の利活用の拡大といった結果に繋げてきたところではあるが、多くの地域で過疎化が進行する中、課題の根本的解決には至っておらず、地域の担い手不足や空き家の増加、地域商店の閉鎖をはじめとした生活機能の縮小、またこれらに起因する地域活力の低下や地域コミュニティそのものの存続の危機といった諸問題への対策が、引き続き急務となっている。

こうしたことを踏まえ、過疎地域においては、空き家活用による住まいの確保にとどまらず、就業・就農・起業等支援による仕事・収入源の確保、子育て・生活環境の整備・充実、移住者受け入れに積極的な地域の拡大、地域力の向上、移住希望者に対する相談体制及び伴走支援、情報発信の充実、地域資源を活かした

都市農村交流等による交流・関係人口の創出・拡大といった多様な観点から、市町村や関係団体等との連携の下、多面的かつ総合的な施策を推進することで、移住・定住を促進。地域社会の維持・活性化を目指すとともに、経済・地域活動の好循環が、更なる移住・定住につながるような持続可能な地域づくりによる、持続的かつ自立的な地域コミュニティの確立を図る。

具体的には、空き家の掘り起こし及び利活用等を促進することで、移住者の住居の確保に努めつつ、活力ある地域の創出を目指すことに加え、地域とそこに立地する企業の連携強化を図り、魅力ある雇用機会を創出することによるU I J ターン就職の促進、新規就農・就業者、起業者等に対する総合的支援を通じて就労・収入面からの対策を図る。

また、市町村との連携により、子育てを支援する「場」の充実や地域の子育て力の強化等を推進するとともに、豊かな自然環境や地域文化に根ざした過疎地域ならではの子育て、生活について積極的発信を図る。

さらに、市町村や関係団体、地域おこし協力隊等と連携した、地域住民等に対する啓発や研修、各種支援制度の拡充を通じて、移住者受け入れに積極的な地域の拡大を図るとともに、空き家の掘り起こしやお試し住宅の整備、地域PR活動等に対する支援により、地域の移住者受け入れ体制の充実、地域力の向上を目指す。

加えて、都市部に移住相談窓口を設置し、現地案内から現地定着までの伴走支援や、市町村や地域団体、地域で活動する移住者等と連携したセミナー等の開催、地域の魅力発信の強化等により、移住者の増加及び移住希望者層の拡大を図る。

また、移住促進活動にあたっては、市町村、地域、関係団体をはじめ、就業・就農・就職等支援窓口、京都丹波移住・定住促進協議会や京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会等とも密接に連携を図ることで相互の発信力を強化するとともに、移住のノウハウや地域の暮らし等も含め、幅広く情報提供を行うことで、ミスマッチの防止や定住の促進につなげる。

交流・関係人口の創出・拡大については、豊かな自然、地域文化等多様な地域資源を活かした都市農村交流や、地域の魅力発信等に積極的に取り組むことで、地域のファンの裾野拡大を図る。さらに、移住者や地域住民の活躍を後押しし、活力あふれる地域創出の一助として、交流・関係人口の創出・拡大を図るとともに、さらなる移住者の増加、定住促進へもつなげる。

(3) 地域間交流の促進

過疎地域においては、独立での地域活性化や多様化する地域課題への対応が困難となっており、域内に留まらない多様な主体との連携・協働・交流が不可欠である。このため、同様の課題を抱える地域間における情報共有や相互扶助を目

的とした地域間ネットワークの構築や、多様で豊かな自然やこれまで育まれてきた地域固有の歴史、文化、産業などの特性を活かした都市地域等との交流をはじめとする関係人口の創出・拡大等を積極的に促進するとともに、各地域の特性を活かした、主体的な地域間交流に向けた取組を以下のとおり推進する。

(丹後地域・中丹地域)

自然環境や環日本海文化を今に伝える歴史資源などに恵まれており、市町の地域資源を活かした都市農山漁村交流施設等、集客施設の整備が進んでいる。

自然、歴史、文化等で密接な関係のある観光地として「海の京都観光圏」の取組を推進するとともに、「京都府北部地域連携都市圏」において、観光や産業、教育、医療、交通、環境等の分野における連携強化や公共サービスの補完など若者が定着する持続可能な地域づくりを展開する。

また、隣接する兵庫県但馬、丹波及び福井県嶺南地方との歴史的・文化的なつながりや、京都府・兵庫県・鳥取県にまたがる山陰海岸ジオパークの世界ジオパーク再認定に向けた取組など、広域的連携組織をうまく活用しながら、府県域を越えた観光振興等、交流が進む生活圏の形成を図る。

さらに、南丹地域との交流・連携を進め、京阪神や中京地域とも、都市との交流など地域経済の活性化につながる取組を推進する。

(南丹地域、京都市地域)

南丹地域及び京都市のうち旧京北町の区域は、地域の人々の交通手段である地域内を結ぶ交通ネットワークの整備を促進するとともに、地方バス路線の維持・確保など、交通基盤の整備を促進する。

また、既存の交流施設、農山村文化を活かした観光資源のネットワーク化や、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど自然環境や歴史文化遺産、農林業体験と融合した観光スタイルの普及・展開等を図り、「森の京都」構想に基づく地域づくりを促進するとともに、豊かな自然環境の保全・再生など、課題解決に向けて、市町と連携した取り組みを推進する。

特に南丹地域については、地域内を結ぶ道路について引き続き整備を進めるとともに、JR 山陰本線の利便性向上を含め、道路と鉄道が一体となった交通ネットワークを整備し、地域間の交流を促進する。

また、京都スタジアムを、府中北部と京都市・府南部地域を結ぶゲートウェイとして、地域全体への誘客を促進する。

(山城地域)

近畿圏の中央部に位置しており、大阪府、滋賀県、奈良県、三重県に接し、

古くから交通の要衝として発達してきた地域であり、笠置町の名勝笠置山や木津川を活かしたレクリエーション施設、和束町の茶畑景観、道の駅などを活かして、都市住民との交流活動が活発化している。

今後も山城地域の魅力ある観光資源や地域住民との交流を活用し、「お茶の京都」構想に基づいた観光振興を進めるとともに、府県域を越えた地域間交流を積極的に進める。

(4) 人材の育成

人口減少、少子高齢化が加速度的に進む過疎地域においては、地域を担う人材の不足が大きな問題となっており、社会情勢の変化に伴ってより多岐にわたるようになった地域課題に即応することができます困難になりつつある。

こうした状況に対応するためには、移住の促進や関係人口の創出・拡大により多様な人材を確保するとともに、併せて地域社会の担い手や多様な分野の専門人材の育成により過疎地域の持続的発展に資するような人的体制を整備することが重要であるため、地域や関係市町村等と連携しながら、過疎地域における人材の確保・育成に係る広域的施策を推進するとともに、必要に応じて、地域や関係市町村等に対する人的及び技術的援助等を行うよう努める。

具体的には、先に掲げた移住の促進や関係人口の創出・拡大に係る取り組みに加え、地域住民や市町村職員等に対する啓発や研修等により、地域の核となる人材や地域における諸課題に即応できる人材の確保、育成に努めるとともに、こうした人材の確保、育成に取り組む地域や市町村、関係団体等への支援を推進する。また、地域と学校との連携を強化し、学びによるまちづくりや地域人材の育成等にも取り組むとともに、府立大学においても、「地（知）の拠点」として、教育研究環境を更に充実・整備し、地域、産業界と連携して、地方創生を担う人材育成に取り組むなど、教育面からの取り組みも推進する。

加えて、府立農業大学校、府立林業大学校、海の民学舎、宇治茶実践型学舎等での人材養成や、新規就業者、定年帰農者及び副業・兼業で農業等にも従事する半農半X実践者等多様な人材への支援を通じて、魅力ある農林水産業の実現に向けた人材の確保・育成に取り組むとともに、地域創生や地域連携に重点的に取り組む「地域創生推進校」の充実や、職業系専門学科における企業連携の強化等を通じて、高い専門性と応用力を備えた地域のものづくり産業の担い手育成にも取り組むなど、産業、医療、福祉、文化等各分野における専門人材等の確保、育成についても積極的に推進する。

3 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域への若年者等の定住化や都市地域等からの移住の促進、高齢者の生きがいの創出には、産業の振興や起業の促進による安定した雇用及び所得の確保が不可欠である。そのため、①産業振興の前提となる交通網等の基盤条件の整備を通じて地域ポテンシャルを引上げ、②過疎地域の有する様々な特性を最大限に活用した産業の振興や起業の促進等の施策を推進する。特に農林水産業については、中山間地域が多い本府の特性を踏まえた「スマート農林水産業」の実現や農商工連携・6次産業化の面的な拡大によるビジネスの創出という視点等を踏まえて推進を図る。

これと併せて、単なる産業振興という視点を超えて、それを支える人々や地域社会に着目し、③産業や地域を担う人々が、快適に住み、働くことができる生活・住環境や条件の整備などを含んだ総合的な地域政策の展開を図る。なお、これら諸施策の展開に当たっては、近年の経済・社会活動の著しい広域化に対応して、過疎地域を含む広域的な経済・社会・生活圏全体に視点を置いた取組やＩＣＴの活用を重視していく。

また、地域の特性を活かした創業の促進、事業活動の活性化により魅力ある就業の機会が創出されるよう、地域創生戦略を踏まえて民間雇用拡大や産業振興に資する整備を図る。

(2) 農林水産業の振興

農林水産業は、日常生活に不可欠な食料や木材等の生活物資を生産・供給するとともに、国土や自然環境の保全、水源のかん養、災害の防止、安らぎ空間の提供、農山漁村文化の伝承をはじめとする多面的機能の良好な発揮を通じて、豊かな府民生活の実現に重要な役割を担っていることから、地域資源を積極的に活用した都市との多彩な交流活動を展開するとともに、農業、林業、水産業が連携した新たな価値の創出や観光への活用、生産基盤の整備、流通加工体制の整備、担い手の確保・育成等様々な角度から総合的な施策を展開。併せて、各分野においても以下に掲げるような取組を積極的に推進する。

(農業)

過疎地域の農業は、これまでに行われた生産基盤等の整備や各種の振興施策の実施により、生産性の向上等の一定の成果が見られるものの、担い手の減少や高齢化、食生活の多様化やライフスタイルの変化に伴う消費の変化や自由貿易協定などの環境の変化に加え、近年頻発する自然災害や鳥獣害の深刻化など、地

域農業の維持が引き続き厳しい状況にある。

こうした中、様々な面で過疎地域の社会・経済構造を支えている農業の生産活動を、地域ぐるみで維持していくことが極めて重要であることから、U I J ターンも視野に入れた中核的担い手の確保や法人組織の育成、農地中間管理機構を核とした農地集積による力強い農業構造への転換、集落間の連携による広域的な集落営農体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じて多くの人が農業に携わることができる条件づくりを進め、女性や高齢者、農作業受委託組織等、多様な担い手の活躍により地域農業の持続的な発展を推進する。

さらに、鳥獣被害対策として、被害防止のための防護柵の整備や維持管理、地域ぐるみで取り組む防除対策の体制づくり、I C T 技術を活用した捕獲及びジビエ利用等の捕獲個体の有効利用等を推進する。

また、依然として区画の形状や用排水条件、農地の立地が悪いために生産活動の非効率な地域もあることから、農業農村整備事業や農地集積の促進による生産基盤の強化を図るとともに、消費者ニーズに合わせた生産やその多様化に対応した農林水産物の高品質化・ブランド化等の促進、地域色豊かな農産物の生産、加工、販売、さらに観光レクリエーションと有機的に結合した農林水産業の6次産業化を推進するなど、ビジネスの視点を取り入れて、あらゆる角度から収益性の向上を図る。

これと併せて、各種農業団体や市町等と連携しつつ、担い手に対しては、生産技術、経営技術指導の強化、担い手間や異業種との交流機会の拡充など、A I ・I C T 等先端技術（スマート技術）の生産現場への実装の加速化や、新規参入も含めた積極的な担い手の確保・育成対策を推進する。

各地域について、丹後地域においては、国営農地開発事業により造成された農地等における加工用などの生鮮野菜、果樹・茶等の主産地化を推進し、経営感覚を持った大規模畠作経営を育成する。

中丹地域では、高付加価値農産物である万願寺とうがらし、紫ずきん、京都大納言小豆などの京のブランド產品を特産物として生産振興を図り、農業振興を推進する。

南丹地域においては、地域特産物である黒大豆や小豆をはじめ、みず菜・壬生菜・紫ずきん等のブランド京野菜の生産拡大や、畜産物の安定生産の取り組みを推進する。

山城地域においては、宇治茶の主産地として蓄積された技術を活かし、京都ならではの特色ある茶の生産・加工と流通を推進するとともに、花菜や原木シイタケ、さらにはジビエ加工の導入拡大など農家所得の向上につながる取組の推進を図る。

さらに、過疎地域である農山漁村の持続的発展を図る観点から、地域の特性を

活かした自主的・主体的な農山漁村の将来ビジョンづくりを進めるとともに、都市住民やN P Oなど多様な主体との連携・協働による地域づくりを促進することが重要である。

また、地域資源を活用した農林水産業・農山漁村体験の充実や、農家民宿、農家レストランの開業などにより農泊を拡大。併せて、地域特産品づくりの6次産業化など収益力向上に向けたチャレンジを支援、地域の収益力向上による持続可能なビジネスの確立を目指すことで、環境教育・体験旅行、都市と農村との交流を総合的に推進する。

加えて、農山漁村地域の個性ある美しい景観の保全や活用を促すとともに、都市農山漁村交流や地産地消の推進など消費者等との連携による流通体制を整備し、地域農業の発展を図る。

また、過疎地域の豊かな自然環境を保全していくために、農業の持つ物質循環機能を活かし、土づくり、資源のリサイクル利用等を通じて、将来にわたって安全な農作物の安定生産が可能な「環境にやさしい農業」を推進することとし、土づくりと併せて化学肥料や農薬の使用を削減する等、地域の立地や自然条件にあった農業技術の普及定着を図り、土壤、水質及び大気環境を保全するとともに、里山や転作田などを利用した放牧技術の導入による省力管理型畜産や生育環境にこだわった安心・安全な畜産物生産を推進していく。

さらに、食育の推進により農業や地域への理解を深めるとともに食文化の維持・継承を図る。

過疎地域の大部分を占める中山間地域の振興に際しても、日本型直接支払制度の取組推進やふるさと・棚田支援事業等、種々な多面的機能を維持・発揮する支援策を講じていくこととする。

(林業)

人工林の約7割が資源として利用できる段階を迎える中で、ウッドショックにより、国産材の需要が高まってきていることを契機に、健全な森林の育成と木材の安定供給を通じて持続的な林業経営を図るため、林道等路網整備の推進と併せ、機械化の促進、人材の育成、さらには木材の加工・流通施設の整備等、林業の生産性の向上に向けた取組を一体的に推進していく。

また、木材生産をはじめ、国土保全、水源かん養、二酸化炭素の吸収、景観保全、保健・保養など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮され活用できるよう、間伐等森林整備の推進と併せ、京都府産木材の利用拡大をはじめ、木質バイオマス等未利用資源の活用や、京都モデルフォレスト運動の推進など、府民や企業等の参画も得ながら森林整備の促進を図る。

さらに、農山村地域における所得向上に向け、「丹波くり」や「丹波まつたけ」

など、京都のブランド力を活かして特用林産物の生産振興を図るとともに、野生鳥獣による林業被害に対し、侵入防止施設の設置による防除対策のほか、生息環境の整備や管理等を推進する。

(水産業)

消費者ニーズに対応した新規魚類養殖の導入によるつくり育てる漁業、「丹後とり貝」などブランド水産物の生産拡大、水産資源の持続的利用を図る資源管理型漁業を推進するとともに、漁港の整備・機能保全や藻場造成などの漁場整備と海岸保全施設の整備を計画的に促進する。また、京阪神大都市圏への近接性を活かし、流通体制の強化を図るとともに、海洋性レクリエーションの場の提供と漁業体験や遊漁などの「海業」による都市住民等との交流を通じた漁村地域の振興策を推進する。内水面漁業については、重要な観光レクリエーション資源でもあることから、令和3年3月に策定した京都府内水面漁業振興計画に基づき、河川種苗放流事業やカワウ・外来魚等による食害対策事業を促進するとともに、観光産業等との連携、漁獲物・養殖生産物・水産加工品等の特產品化を図る。

(3) 地場産業の振興

丹後地域の中心的な地場産業である丹後織物業については、生産設備への投資意欲の高まりや、洋装、室内装飾など広幅織物への進出など明るい兆しも見える中、従来の和装の素材生産中心型の産地から、和装や洋装、生活用品全般に係る完成品を製造する産地として発展することが必要である。このため、地域に蓄積した高度な技術を活用し、消費者ニーズに対応したデザイン性の高い新商品の開発等により丹後織物のブランド化と販路開拓を実施するとともに、京都府織物・機械金属振興センター及び(公財)京都産業21北部支援センター等の支援機関を活用して、経営者・技術者・デザイナー等の人材育成、技術コンクールや各種展示会の開催等を通じた研究開発・技術研究を促進する。さらに、ファッション性が高く高品質な製品の多品種少量短納期生産に適応した設備の高度化・近代化等に対する支援を充実する。

この地域のもう一つの代表的地場産業である機械金属業については、単一加工・下請型の業態からより付加価値の高い完成品及び高度ユニット製品、機械・装置製造分野への進出・転換をめざすため、業種を越えた企業間の連携促進なども視野に入れ、支援機関等による経営・技術面の伴走支援を行う。

また、地場産業の振興を図るために市場開拓の拠点となる(公財)丹後地域地場産業振興センターの活動の充実を図る。

中丹地域や南丹地域の過疎地域は、工業集積が低く、全体として、地域経済に大きな影響力をもつ地場産業が成立するまでには至っていないが、伝統技術・工

芸である丹波漆などの特産品の振興や、丹後地域も含め地域の良質な水を活用した特産品開発及びその水資源を活かせる食品産業等の誘致を図るとともに、今後、交通網整備の進展による京阪神大都市圏へのアクセシビリティの向上等を背景として、地域の資源・人材等を活用した産業おこしなどを積極的に展開し、新しい地場産業の育成を図る。

山城地域では、宇治茶の主産地として、生産と販売業者の両輪でともに発展した産地であり、さらに、茶から多数の機能性成分が発見されていることから、ウェルネス産業への参画等茶を用いた新商品開発や輸出の推進など、需要の拡大を進め、地場産業としての茶業振興を図る。

（4）企業の誘致対策

交通条件や特産品等、地域特性を生かして企業を誘致すること及び既存事業所の地域内での増設を図ることは、地域の経済、雇用にとって重要な方策である。このため、過疎地域においても、地域特性を生かし、企業誘致対策を積極的に推進する。

近年の高速道路網の整備による交通アクセスの飛躍的な向上や京都舞鶴港を核とした対岸諸国と京阪神を結ぶ物流ネットワーク構築により、後背地での物流・製造拠点の集積を進めていく。また中丹地域、南丹地域については、福知山市のうち旧三和町の区域に造成した長田野工業団地アネックス京都三和において、既に地域の産業拠点として重要な役割を担っている長田野工業団地と連携した企業立地を促進するほか、南丹市園部町の京都新光悦村においても、芸術家や職人の工房や企業の生産拠点や販売・体験施設の集積を図り、伝統工芸の匠の技とハイテクの融合により、新しいタイプの製品等が生まれるよう、地域の特徴に応じた産業の集積を図る。

丹後地域、中丹地域での新たな企業立地においては人材確保が課題となっていることから、京都ジョブパークにおける相談から定着までのワンストップ体制や、首都圏からのU I Jターン、従業員の居住環境の向上、各種インフラ整備の進展、可能な規制緩和等、更なる地域の魅力向上を図る。

（5）起業の促進

起業における初期投資軽減のため、開業融資の利率の大幅減や、これまでのものづくり企業に加え、初期投資が比較的少なく若者でも創業しやすい小売り・サービス分野なども対象にして補助制度を創設するとともに、起業創出のためのプログラムの実施や、創業の場としてインキュベート施設やコワーキングスペース等の拠点の提供、相談窓口の設置、セミナーの開催など、市町村や支援機関等と連携した支援を展開し、起業を促進する。また、京都中小企業事業継続・創

生支援センターを設置し、後継者問題をはじめ円滑な事業承継に向けて、中小企業・小規模事業者からの相談に対応することにより、廃業率低下を図り事業所数減少に歯止めをかける。

一方、中小企業応援隊による企業訪問を通じて、創業から経営改革、成長へのステップアップまで様々な方法で支援する京都エコノミック・ガーデニングにより、府内中小企業の芽を伸ばす。

こうした中で、過疎地域においては、農林水産業や観光関連産業などの地場産業等と連携しつつ、優れた人材のU I Jターンや、地域ブランドによる付加価値の向上等を図りながら、起業や既存企業の経営革新を進め、地域産業の振興と雇用の創出を図るとともに、それを通じて、地域産業を支える優秀な人材の育成を図る。

（6）商業の振興

商店街は、地域の中心地にあって、地域産業の中心として発展してきたが、近年では、消費者のライフスタイルの変化や流通革新によってシャッター通りと呼ばれる商店街が増加している。また、店主の高齢化など従来からの構造的な課題が顕在化している。このため、商店街創生センターによる伴走支援を通じて、商店街の多機能化と多様な人材の集積を進めることで商店街が地域コミュニティの核となり、地域・個店と一体的に発展していくことを支援し、地域の特色を生かした商店街の振興を図る。

また、商店街の機能を高めるために必要な施設整備など地域商業機能の充実に向けた取組を推進する。

（7）情報通信産業の振興

情報関連技術の普及・利活用を推進し、地域社会の情報化を促進することにより、府民生活の向上に寄与するとともに、信頼性の高い地理的トップドメインの普及や、産学公の連携による中小企業の情報セキュリティ向上を通じて、健全で安心安全な事業活動の確保を図る。

また、A I ・ I o T、5 G、x Rなど新たな技術の普及・活用促進を通じて地理的条件の克服や担い手不足等の課題解決に寄与し、地域産業の活性化を図る。

（8）観光の開発

近年の自然志向、農山漁村生活志向の高まりやライフスタイルの変化に伴い増加する余暇需要に対応すべく、過疎地域においてもその豊かな自然や、我が国の原風景というべき美しい景観、食、歴史文化という貴重な地域資源を最大限に

活用した新たな観光コンテンツづくりやその魅力向上、農林漁家民宿の開業など、地域をまるごと滞在施設化する等、過疎地域の経済活動につながる様々な施策を積極的に展開する。

(丹後地域)

世界文化遺産登録を目指す天橋立、山陰海岸ジオパーク、伊根の舟屋をはじめ、海、山、里といった豊かな自然とそこで獲れる豊かで品質のよい食材や丹後ちりめんをはじめとする地場産業等も含め、様々な地域資源に恵まれており、これらを「海の京都」の統一テーマのもと、観光資源として更に磨き上げ、交通アクセス、地域内の周遊ルートなどの条件整備の促進により、体験型・滞在型の観光を進めるとともに、POST コロナを見越し地域内外に積極的に発信することで、国内外から選ばれる国際競争力の高いブランド観光地域をめざす取組を展開していく。

さらに、丹後・中丹地域に跨る「丹後天橋立大江山国定公園」を、丹後半島の「海岸と美しい海」、半島中央の「高原と多様な自然」、大江山を中心とした「連峰と雄大な景観」など、変化に富んだ豊かな自然を満喫できる観光レクリエーション資源として活用し、府北部全体での観光誘客の推進を図る。

(中丹地域)

丹後・若狭・丹波地域と有機的に連携しつつ、「海の京都」、「森の京都」の統一テーマのもと、森・里・川・海や歴史・文化など地域の資源を活用した魅力ある滞在プログラムの造成、自転車やカヌー、山登り等の移動手段そのものを楽しむ「スポーツ・トレイル」の推進、さらには丹波くり・丹波黒大豆等の丹波ブランド產品の魅力や農業・林業・漁業体験民宿等の観光情報の発信により誘客を図り、都市との交流を推進する。

(南丹地域、京都市地域)

自然環境・景観、伝統的な建造物、芸能、祭りなどの文化財、優れた食材や農林水畜産物など豊かな地域資源の魅力をブラッシュアップし、国内外に広く発信・浸透させるとともに、京都丹波高原国定公園、京都スタジアムやスポーツイベント等を活用しながら、森の京都DMOとの連携の下、地域外から人を呼び込み、周遊・滞在型観光につなげ、地域の賑わいづくりに結びつける。

(山城地域)

日本遺産の構成文化財に加え、木津川上流の豊かな自然と「太平記」で有名な「笠置山」等の歴史的文化遺産や茶畠景観に恵まれており、「お茶の京都」

構想に基づき観光振興を進めるとともに、今後関西文化学術研究都市や大都市近郊に位置するという立地条件や日本遺産（『日本茶800年の歴史散歩』）に認定された地域の魅力を活かし、広域的な交流をさらに進めていくため、交通アクセス、宿泊施設、道の駅など誘客を可能とする基礎的な条件の活用・整備をさらに促進する。

また、いずれの地域とも、地域の特産品を活かし、高齢者も参画できる体制での農産加工品等の開発や地域経済の活性化につながる付加価値の高い商品開発を進める。

（9）雇用開発・能力開発等の推進

産業・雇用構造の変化に的確に対応し、地域の雇用状況等に応じた雇用対策を推進する。これと併せて、若年者、女性、中高年者及び障害者等の就業を支援するとともに、人材の地方還流（U I Jターン）など多様な就業を支援する。

また、勤労者一人ひとりが自らの能力を十分に発揮することができるよう、産業振興施策・雇用対策と連携しつつ、府立高等技術専門校や京都職業能力開発促進センター等を活用し、地域のニーズにあった職業訓練等の充実や非正規雇用若年者層のキャリアアップによる正規雇用化などの質の向上を図る。

さらに、労働時間の短縮と余暇活動の充実を促進するとともに、労働条件や福利厚生面における勤労者福祉の充実を図るため、地域のニーズに合った勤労者福祉施設の効率的な活用に努める。

4 地域における情報化

（1）地域における情報化の方針

AI・IoT等を活用した新たなサービスが京都府内全域で早期に広がり、地域産業の振興や、移住・定住の促進、安心して暮らせる地域づくりが推進されていくには、情報通信基盤の整備が不可欠であることから、地理的な制約による情報通信技術の利用の機会の格差の是正を図る。

（2）地域における情報化

携帯電話等の移動通信サービスの未提供地域の解消、5G基地局整備、光ファイバ網の維持を促進する。

（3）情報通信設備整備と利活用促進

市町村や地域住民が行う地域の資源や個性を活かしたまちづくりについて、携帯電話不感地域の解消、超高速ブロードバンド利用可能世帯の拡大等の基盤整備やコミュニティ対策など、ハード・ソフト両方の取組を支援する。

その上で、いつでも、どこでも、だれもが情報を取得・発信し、交流を図ることができるように、NPO等との協働による地域に根ざした支援等を通じて、ICTを活用しやすい環境づくりを進める。

また、環境・エネルギー、健康・医療・農業等の様々な分野で、最新のICTを積極的かつ適切に取り入れながら、産学公連携でICT利活用の取組を進めるとともに、SNSを活用した政策形成段階からの府民参画やスマートフォンアプリによる防災情報等の迅速な共有を進める。

防災情報システムについては、地震、津波、風水害、原子力災害等に対して備えた対策を強化し、災害時の迅速な対応を強化するとともに、分かりやすく的確な情報提供を推進する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 交通施設の整備の方針

過疎地域における交通施設の整備については、まず、産業振興をはじめとする地域の持続的発展を進める上で必須の要件である基盤整備の推進をめざして、府域を南北に貫く高速交通軸の整備を促進するとともに、過疎地域を含む府域全体からこの高速交通軸に円滑にアクセスする道路網の整備を促進する。

これと併せて、通勤・通院・買物など住民生活の維持と利便性を確保する観点から、各集落と基幹集落・中核的都市等を体系的に結ぶ圏域内道路網の整備を推進する。

また、地域の農林水産業の振興の基幹的な施設として、農業生産活動や農産物流通の合理化を実現し、農山漁村地域の活性化に資する農道等の整備を促進する。

なお、基幹的な市町村道や市町村管理の農道等（過疎地域とその他の地域を連絡する基幹的な市町村道等を含む。）のうち地域の持続的発展を図る上で特に重要なものについては、市町村の財政状況、技術力及び他事業との関連による早期整備の必要性などを勘案しつつ、国土交通大臣又は農林水産大臣の指定に基づき京都府による代行整備を行う。

さらに、地域住民の暮らしに欠かすことのできない生活交通、地域への来訪者の交通手段、商店街の振興等、地域の社会経済活動も支える重要な社会生活基盤となっている公共交通については、少子高齢化の進展等に伴い、「安心、安全」「人にやさしい」「誰にでも使いやすい」交通体系の構築が必要となっており、利用者（住民）にとって最適の、より便利で一層効果的・効率的な、地域の実情に応じた公共交通ネットワークを新たに作り上げる取組を住民、行政、事業者が一体となって進める。

(2) 国道、府道及び市町村道の整備

府域全体の活性化につながる広域高速交通ネットワークの形成をめざして、山陰近畿自動車道、府南部地域の新たな国土軸になる新名神高速道路等の整備を促進するとともに、その整備効果を府域の隅々にまで及ぼすことができるよう、各地域からこれら高速道路網へのアクセスの整備を推進する。

このような考え方に基づき、府道については、①府域の高規格道路等とのネットワークにより広域交通を担う路線、②地域整備プロジェクトの推進のために必要な路線、③各圏域の中核都市へのアクセスなど圏域内交通の強化のための路線、④通行不能箇所や異常気象時における通行危険箇所の解消が必要な路線について重点的な整備を行うものとする。

市町村道については、広域的な高速交通ネットワークの形成を踏まえつつ、①産業振興のために必要な路線、②観光レクリエーションの振興のために必要な路線、③住民生活を維持するために必要な路線に重点をおいて整備の促進を図る。

また、安全で快適な道路交通を確保するため、歩道の設置等による歩行者の安全確保や冬期積雪地域における雪崩防護壁・チェーン着脱所の整備などの安全対策を講じるとともに、道路除雪の迅速な実施を図る。

（3）農道及び林道の整備

農作業や通作の効率化、農作物の品質確保、農地集積の促進、流通の効率化等を図るため、地域の要望を踏まえた農道整備を推進する。

林道等路網については、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林・保育・素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり、現地条件に合わせて、林道や作業道など、役割や利用形態等に応じて適切に組み合わせて整備を進めていくとともに、山村地域の生活を支える基盤として、また、環境学習や地域資源としてレクリエーションに活用するなど森林の総合的利用を促進するため、舗装・改良による機能強化を図る。

（4）交通確保対策

鉄道については、周辺都市への通勤・通学の利便性や観光面での誘客という観点から、JR奈良線の整備を促進するとともに、JR山陰本線園部以北や関西本線の複線化・高速化等の実現への要請を強める。また、京都丹後鉄道については安心・安全な運行の確保に資する設備投資等の支援を沿線自治体とともにを行う。

通学、通院をはじめ住民の日常生活を支える交通手段として大切な役割を果たしている路線バスについては、少子高齢化等による利用者数の減少や運転手不足に伴う減便等により、路線維持が困難な状況になりつつある。こうした状況を踏まえ、地元市町村・事業者・地域住民等が主体となった地域公共交通計画の策定も行われていることから、引き続き路線バスの維持に努めるとともに、自家用有償旅客運送などの地域住民による移動サービスの立ち上げなど路線バスを補完する移送手段も含め、地域の実情に応じた生活交通の確保のために必要な支援を行い、利用者（住民）に最適で、より便利で効果的・効率的な生活交通ネットワークを実現する。

6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、住民が安全で心豊かな日々の生活を送るため、水道施設、消防救急などの基礎的な公共施設・サービスについて、よりきめ細かい整備と活動体制の強化を図る。また、近年の住民ニーズの高度化、若年層の定住、住民の大部分を占める高齢者、地域を訪れる人々の利便等を考慮して、汚水処理施設、公園、住宅、図書館など快適でゆとりある生活環境を創出するための生活基盤施設についても、各地域の実情に応じた計画的・段階的な整備を促進する。

さらに、阿蘇海など閉鎖性水域の環境改善の取組を促進する。

(2) 簡易水道、汚水処理施設等の整備

(簡易水道等)

簡易水道を主とする水道施設については、府民生活に欠くことのできないライフルラインであり、安心・安全な水を安定的に供給する体制の確立を目指し、未普及地域の早期解消、小規模・脆弱な簡易水道の統合整備や施設の更新等を促進する。

なお、水資源の確保については、限りある水資源の有効利用の視点から健全な水循環の確立や水資源確保方策の多様な推進等を図る。

(汚水処理施設等)

汚水処理施設は、公共用水域の水質保全を図るとともに、快適な生活環境を確保し、また観光レクリエーション振興等のための基盤条件としても極めて重要な施設である。

このため、京都府水洗化総合計画2015に基づき、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設及び浄化槽等、地域の実状に応じた計画的・効率的な整備・普及・維持管理を図る。

また、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、環境負荷のより少ない広域的な一般廃棄物処理施設の整備を促進する。

(3) 消防防災救急施設の整備

(消防)

常備消防については、過疎地域を構成団体とする京丹後市消防本部、宮津与謝消防組合、福知山市消防本部、京都中部広域消防組合、京都市消防局、相楽

中部消防組合などの広域消防力の強化・充実を基本として、市町村及び関係機関と連携して消防水利・消防ポンプ自動車、多機能型消防車、高規格救急自動車等の消防施設・設備の整備を促進するとともに、ヘリコプター等を活用した相互応援体制の整備について充実を図る。

また、こうした常備消防力の充実とともに、消防団組織による消防力を強化するため、青壮年層等の積極的な入団促進を図るとともに、施設・設備の近代化や更新など消防団活性化のための施策の充実を図る。

併せて、高齢者のいる世帯、特に高齢者単身世帯の増加に対応して、防火指導の充実や緊急通報システムの整備を促進する。

(防災)

近年、台風や集中豪雨等による大規模災害が頻発しており、厳しい地形や気候条件、高齢者単身世帯の点在、脆弱な通信手段等による災害時の孤立化や緊急時の避難が困難であることなどを踏まえ、住民の防災意識の向上、自主防災組織を育成するとともに、安全な避難場所、避難ルート等を整備する。

併せて、河川堤防や護岸・土砂災害等の危険箇所を把握し、それらの防災情報の地域における確実な共有化や定期的な防災訓練の実施等を推進する。

また、災害の発生を防止するため、河川の計画的な整備や農業用ため池の適切な管理・保全と整備、土砂災害・森林などの危険箇所の整備を進め、内水対策の充実も図る。

さらに地震、津波などに対する防災・減災の取組を促進するとともに、原子力災害対策も強化する。

(防犯)

府内の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成14年以降、減少傾向にあるものの、依然として、子どもや女性・高齢者を狙った犯罪が後を絶たない状況を踏まえ、交番・駐在所を核に、地域住民、警察、行政等の連携・協働を強化し、住民への広報啓発による防犯意識の向上や防犯ボランティアによる自主防犯活動への積極的な支援等、犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進する。

(救急医療)

救急医療については、地域の実情に即した初期医療体制の確保を図るとともに、緊急手術や緊急入院を担う2次・3次の救急医療機関の受入機能の拡充を図り、府民が迅速かつ適切に救急医療を受けられる体制を確保する。

また、関西広域連合によるドクターヘリにより、公立豊岡病院を基地病院とす

る3府県ドクターへリが府北部地域を、大阪大学医学部付属病院を基地病院とする大阪府ドクターへリ及び済生会滋賀県病院を基地病院とする京滋ドクターへリが府南部地域を運航しており、今後も引き続き、救急医療・搬送体制の充実強化に努める。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図るための方針

(子育て環境の確保)

京都府の合計特殊出生率は、令和2年1.22と全国で44番目の水準となる一方で、65歳以上の高齢者人口の割合が高まり続けており、少子高齢化が進行している。過疎地域においては、合計特殊出生率が府内の平均を下回る地域もあり、府民が地域で安心して子どもを産み育てられるよう、市町村と連携して妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援に取り組むことが求められる。

(高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進)

過疎地域では、既に高齢化率が5割を超える地域もあるなど、高齢化が一層進行しており、今後も、後期高齢者や認知症高齢者の更なる増加が見込まれている。また、一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯も増加しており、高齢者を地域全体で見守り、支えていくことが求められる。

このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、適切な介護保険サービスの提供や介護基盤の着実な整備、介護予防・健康づくりの充実、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保等の取組を推進する。

また、意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の担い手」として活躍することができるよう、幅広い関係団体や市町村と連携して、高齢者の多様な社会参加を支援する。

あわせて、道路等の基盤施設や各種公共施設等の整備に当たっても、高齢者や障害者をはじめすべての人々が安心して快適に暮らし、自由に移動し、社会参加を行うことができる福祉のまちづくりを推進する。

(2) 子育て環境の確保、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

京都府子育て環境日本一推進戦略や、京都府子ども・子育て応援プラン（子ども・子育て支援事業支援計画）、京都府高齢者健康福祉計画等に基づき、以下の取組を推進する。

(妊娠・出産の環境づくり)

妊娠・出産から育児に至る総合相談・支援の拠点づくりを進め、妊産婦が抱える悩み等の軽減や産後うつの予防・早期発見等、地域全体で孤立化を防ぐ支援体

制を確立する。

(子育ての環境づくり)

多様なニーズに対応できるよう、地域子育て支援拠点の多機能化や、未就園児家庭の相談支援や預かり保育等の拡充など、子育てを支援する「場」を充実するとともに、子育て経験者等が、地域で子育てを支援できる仕組みの充実など地域の子育て力を強化する。

(保育・教育の環境づくり)

市町村と連携し、多様なニーズに対応できる環境の整備促進を図るなど、保育・教育の一体的提供と子育て環境の充実を進めるとともに、保育教諭・幼稚園教諭等、保育人材等の確保・質の向上を図る。また、放課後児童クラブの整備に対する支援や放課後子ども教室との連携促進、放課後児童支援員等の育成・確保と更なる資質の向上による総合的な放課後児童対策の充実や、幼児教育に関する人材の育成・確保など幼児教育の推進体制の拡充を推進する。

(子育て世帯の経済的支援)

市町村と連携して、多子世帯、三世代同居・近居支援のための住宅取得等に係る経済的支援等により、子育てに適した住環境整備の促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る取組を推進する。

(適切な介護保険サービスの提供)

介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みである介護保険制度については、居宅サービス及び施設サービスを確保することができるよう、その制度の円滑な推進を支援する。また、介護保険施設等の介護基盤の着実な整備や、介護・福祉人材の確保・育成を進める。

(認知症対策等の充実、在宅医療・介護連携の推進)

認知症疾患や高齢化に伴う慢性疾患の増加等に対応するため、地域包括ケア3大プロジェクト（認知症総合対策、総合リハビリテーションの推進、看取り対策）の一層の充実や、在宅療養を支える医療・介護の連携を推進する。

(介護予防・健康づくりの推進)

運動、口腔ケア、栄養・食生活改善及び市民サポーター養成を組み合わせた「総合型介護予防プログラム」の普及を図り、効果的な介護予防の取組を支援する。

また、市町村や関係機関との連携を図りながら、生涯を通じた健康づくりを支

える体制の整備を推進する。

(高齢者が安心して暮らせる住まいの確保)

高齢者が住み慣れた地域で安心・安全・快適に暮らし続けることができるよう、介護保険施設等の計画的な整備とともに、高齢者あんしんサポートハウスの整備やサービス付き高齢者向け住宅の登録を進める。

(高齢者の多様な社会参加の支援)

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の担い手」として活躍することができるよう、幅広い関係団体や市町村と連携して、高齢者の多様な社会参加を支援する。また、高齢者の生きがいと健康づくりの推進、老人クラブ活動への支援、高齢者雇用対策などの施策を推進する。

(3) 障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

障害者の自立と社会参加を促進するため、生活環境の整備、就労・在宅生活の支援、文化・スポーツ振興など総合的な観点から施策展開を図る。

8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針

医療については、地域住民の生命と安全を確保するため、関係市町村と連携し、高度医療機器などの設備整備やへき地医療拠点病院への支援など、医療提供体制の充実を図る。

自治医科大学での医師養成や府立医科大学による医師確保等により、医師不足地域への効果的な医師等の配置に努めるとともに、府立医科大学等と連携した医療提供体制の確保を図る。

また、疾病構造の変化などに対応して、より質の高い医療サービスを効率的に供給していくため、広域的に設定された2次医療圏を単位として、今後とも各地域の基幹病院や自治体立病院の機能の充実を図る。

さらに、京都府保健医療計画に基づき医療圏内の医療資源の効率的活用を進め、それぞれの医療機関の役割に応じた機能分担と相互連携を促進するとともに、高度医療、救急医療、へき地医療など総合的・体系的な地域医療システムの確立を図る。

(2) 無医地区対策

無医地区や医師不足地域におけるへき地医療拠点病院、へき地診療所等の医療機能の充実を図る。

また、へき地診療所等における医師の確保に向けて、自治医科大学での医師養成等とともに、へき地医療支援機構やへき地医療拠点病院からの医師派遣など医療機関の連携による医療供給体制の充実を図る。

9 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域に住むことが教育を受ける上でのハンディとならないよう、小規模校の特性や豊かな自然環境を活かした教育効果の高い学校教育の推進、高度情報通信技術を活用した学習内容の充実、学校施設面の整備・充実や遠距離通学対策の充実や広域的な連携による教育の振興を図る。

また、自然体験活動等青少年の学校外活動の機会の充実を図るなど児童生徒に「生きる力」をはぐくむための環境の整備に努める。

さらに、経済的理由により進学等を断念することができないよう、子どもが教育を受ける機会を確保するとともに、過疎地域に居住する生徒・保護者のためにも、私学経営の健全化を進め、保護者の教育費負担の軽減にも配慮する。

住民一人ひとりが、生涯にわたって様々な学習活動が行えるよう、多様なニーズに応じた生涯学習のための指導者の育成、推進体制の整備等を推進する。

(2) 公立小中学校の整備等教育施設の整備

児童生徒数の減少や過疎化に伴って小規模な小・中学校が増加する中で、教育効果の高い学校教育を受けることのできる条件整備が重要である。

小・中学校の施設にあっては、教育内容・方法の変化や施設の老朽化、地震等の災害に対応するため、計画的に校舎や屋内・屋外運動場等の改修・大規模改造や改築等を促進する。

また、遠距離通学が必要な地域においては、通学バス路線の確保等通学条件の整備を図る。

さらに、地域・社会全体で児童生徒の育成を図るため、小・中学校に地域コミュニティの拠点としての機能を持たせ、地域社会への開放等生涯学習の振興を視野に入れた学校施設整備の推進を図る。

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域における生涯学習活動やコミュニティ活動の充実を図るため、地域ごとの公民館、集会施設等を体系的に整備するとともに、既存施設のネットワーク化を図るなど機能の充実を図る。

また、学習活動を支える基礎的な施設の一つである図書館については、京都府内全市町村を対象とする京都府図書館総合目録ネットワークにより一層連携を図るとともに、連絡協力車を活用した図書館間の協力貸出を推進するなど、各市町における図書館機能の充実を支援する。京都トレーニングセンター等の体育施設については、地域住民のニーズを踏まえつつ、施設の整備・活用を促進する。

丹後の歴史・文化・観光拠点となる博物館を目指し、府立丹後郷土資料館のリニューアルに取り組むとともに、郷土資料館においては、各施設で、歴史・考古・民俗資料の調査や収集、成果の展示、府民向け公開講座や学校への出前授業等を実施するなど、地域の文化財の保存・活用を図る。

学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域への愛着を育んできた貴重な地域資産として、企業誘致により新たな産業の拠点としての活用や、都市との交流拠点や子どもの体験活動のフィールドとしての再整備等有効活用を図る。

10 集落の整備

(1) 集落整備の方針

過疎化・高齢化が進む農山漁村集落の活性化の取組を推進するため、「里の公共員」の配置をはじめ、外部人材の活用を含めた地域の基盤づくりや、地域資源を活用した「なりわい」づくりからビジネスへの発展までを一体的に支援し、トータルマネジメントを行う地域運営組織づくりを進める。

高齢化の進展等により地域の担い手やリーダーが不足し、相互扶助等伝統的な集落機能の維持が困難な場合には、大学やNPOなど地域外の協力者と連携した集落の再生活動の実施や、小学校区等のより広い範囲での複数集落の連携による機能の再構築等を図る。

また、地域の担い手不足が深刻化する中、都市住民等の移住・定住の促進や、交流・関係人口の創出・拡大を図るとともに、多様な人材の確保・育成に努める。さらに、地域おこし協力隊、集落支援員等の活用を促進するなど、人材面での支援も推進する。

また、地域の総合的な土地利用計画等に基づき、住宅、商業、農業、教育・文化、保健医療・福祉、公共サービス等に関連する諸施設の体系的な整備や機能の充実を図るとともに、道の駅や鉄道駅を核とした産業振興、生活サービスの拠点づくりなど過疎地域のネットワークの形成を図る。

(2) 集落の再編整備

集落の再編整備については、交通条件等が悪いことに加えて規模が著しく小さいなどの理由によって、医療、教育等基礎的な公共サービスを受けることが困難な地域等を対象として、必要に応じて、地域住民の十分な理解と協力のもとに再編整備事業を実施するものとする。

また、その際には、移転地における住宅用地・住宅・関連公共施設等の整備、移転者に対する生活・就業等に係る支援に加えて、住民の意識面にも配慮するとともに、移転跡地について適正な保全と活用を図る。

11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

過疎市町村が主体的に地域づくりを進めていくためには、地域の個性を発見し、活用していくことが重要であるが、伝統芸能や地域固有の生活文化等は、その中核となるものである。

京都府では、変化に富んだ自然と各地域で育まれた多様な歴史の蓄積のもと、国内外のさまざまな人や文化とも結び合い、多様な文化が創造され、京都ならではの文化芸術が生まれてきた。

こういった「生活文化」「地域文化」「芸術文化」を住民が生活の中で担い、親しみ、誇りに感じられるよう、地域の多様な特色を活かし、地域と地域、人と人との連携を図りながら、文化の振興を図るとともに、新たな文化の創造をめざしている。

こうした中、過疎地域においては、豊かな自然環境と地域の歴史の中で、伝統文化をはじめとする地域文化が育まれてきた。それらの文化は、学術的な価値のみならず、地域の郷土意識やコミュニティ意識を醸成し、活力とうるおいのある地域づくりを進める上で重要な要素である。そのため、地域文化や地域で守り育てられた文化財の継承・発展を図るための取組を進める。

また、和食のユネスコ無形文化遺産指定を契機とした保護・継承と観光とのマッチングなど地域文化の国内外への発信を強化する。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

各地域における伝統文化の継承や、多様な地域文化の発展・創造を図るために、文化活動の拠点としての文化施設の機能を充実させるとともに、それぞれの拠点を活用した文化の振興や各拠点の連携等を図り、地域の文化活動を支援する。

また、府民、芸術家、行政などの連携を円滑にし、文化活動を活発化する取組を進める。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

（1）再生可能エネルギーの利用推進の方針

再生可能エネルギー（再エネ）の導入・利用を促進することは、温室効果ガスの排出抑制を図る上で重要であるだけでなく、府民が安心・安全に利用することができるエネルギーの安定的な確保においても重要である。

世界全体で今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量の均衡の達成を目指す「パリ協定」が発効するとともに、我が国においても、「第5次エネルギー基本計画」において再エネの主力電源化を目指すことが明確に打ち出されるなど、世界的に脱炭素化への機運が高まっているところである。

京都府においては、令和2年2月に「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すこと」を宣言し、再エネの導入・利用をはじめ設備の長寿命化、省エネの取組等を加速化し、再エネの導入・利用が標準となる新たなライフスタイルやビジネススタイルの定着を目指すこととしており、京都ならではの豊かな力を活用し、再エネの導入・利用等に対する価値観・仕組みの浸透を図り、環境・経済・社会の好循環を創出する。

（2）再生可能エネルギーの導入・利用促進

再エネの導入促進に向け、周辺環境に配慮した太陽光発電や風力発電、地域資源を活用した小水力発電や木質バイオマス等発電の導入を支援する。

再エネの利用促進に向け、企業・府民の再エネ調達を促すための意識醸成や、再エネ調達を望む企業・府民が調達しやすい仕組みづくりを行う。

その他、地域住民との信頼関係の構築や環境調和など、安心・安全で長期安定的な事業運営に資する取組や担い手育成（環境教育等）を実施する。

（3）環境の保全・資源の活用

地球規模で温暖化や生物多様性の劣化などが進む中で、過疎地域においても、地域の持続的な維持・発展のためには、環境の保全に配慮し、資源を有効に活用した持続可能な社会・経済の仕組みづくりが求められている。

そのため、森林や里地・里山・里海等、人間が関わることにより形成維持されてきた自然を保全し継承するとともに、自然環境の保全に資する計画的な地域資源（バイオマス、自然エネルギー等）の利活用により、地域ビジネス等の事業化を図る。

事業化に当たっては、地形、植生、水系、気象条件など地域の自然特性に適合した地域資源の活用による創エネルギーやバイオマテリアル生産等の手法を、

地域の住民が主体的に関わる中で検討を進めるとともに、その実施に当たっては、事前に賦存量や活用方法等に関する科学的かつ実証的な調査を行い、環境への影響及び費用対効果を適切に評価・把握し、必要な法令の遵守と、地域の合意の形成や、地域の「絆」の再生と活性化を図りながら進めるものとする。

（4）経済と豊かな自然の恵みが地域内で好循環する仕組みづくり

持続可能な社会・経済のしくみを構築するためには、画一的な方法ではなく、それぞれの地域に適した方法を選択することが必要であり、単に資本を投下するだけでなく、投下された資本と資源が地域内で好循環する仕組みを創出していく必要がある。

そのため、農林水産業、ものづくり、観光などの地域産業の振興や、人々の暮らしの向上につながるよう、地域の人材や技術を活かした地域に適した方法で、バイオマス、水力、風力、太陽光・太陽熱、地熱、波力などの豊かな恵み（資源）から、地域分散型の再生可能エネルギーを効果的に利活用する事業化を促進することで、エネルギーの地産地消による域外への資金流出の抑制や新たな収入源の確保を図るなど、省エネルギーの推進と安心・安全なエネルギー自給社会の実現に向け、地域の「自給力」と「創富力」を高めるものとする。